岐阜県消費生活情報

岐阜まごのて通信

秋・霜月号

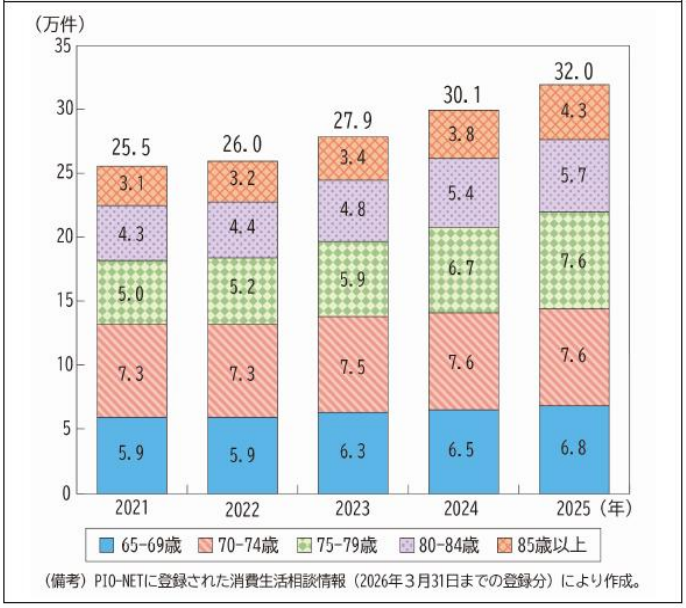
2026年11月
No.14

～高齢者、障がい者等の消費者トラブルの未然防止と早期発見のために～

高齢者・障がい者等の消費生活相談の概要
～令和８年版『消費者白書』より～

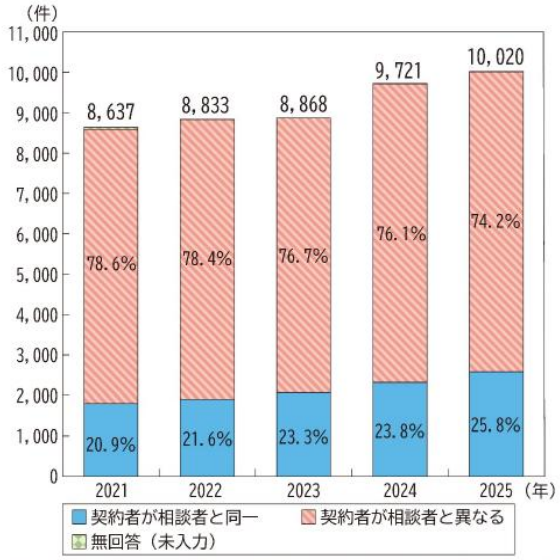
当課では10月30日、消費者庁の担当者を講師に迎え、県及び市町村の消費生活相談員・行政職員、並びに県消費者啓発推進員を対象に、消費者行政に関する研修会を実施しました。

高齢者の消費生活相談件数の推移



（備考）PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2026年３月31日までの登録分）により作成。

認知症等の高齢者が関係する消費生活相談件数の推移



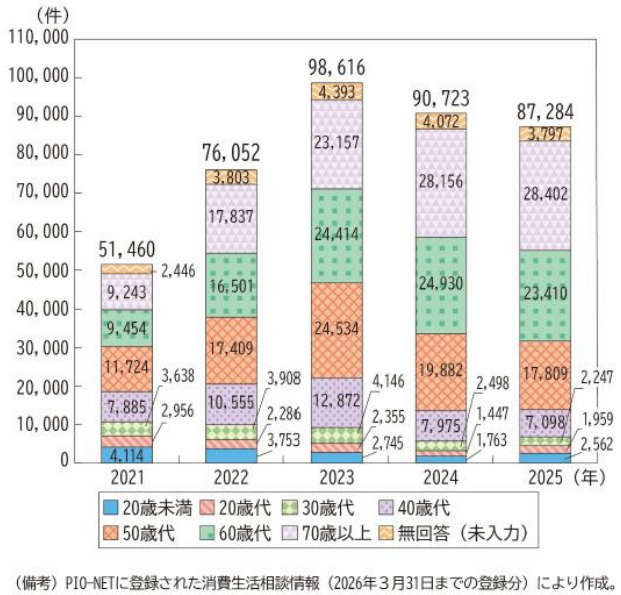
（備考）PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2026年３月31日までの登録分）により作成。

● 高齢者による消費生活相談は増加傾向にあり、相談全体の3割程度で推移しています。また、認知症等の高齢者が関係する相談も増加傾向にありますが、本人からの相談は約4分の1です。本人はトラブルに遭っても気付きにくい傾向があり、周囲の見守りが重要となります。

● 通信販売における「定期購入」に関する消費生活相談は高止まりしており、2025年では、60歳代・70歳以上が、全体の約6割を占めています。

※『消費者白書』については、
消費者庁のウェブサイトを
ご覧ください。

通信販売の「定期購入」に関する消費生活相談件数の推移



（備考）PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2026年３月31日までの登録分）により作成。

情報スクエア

金地金（きんじがね）をだましとる詐欺に注意!!



警察官などを名乗り、「あなたに金融詐欺の逮捕状が出ている」「身の潔白を証明するには、資産の提出が必要」などと言って、保有している**金地金（金塊、インゴット）**や購入させた**金地金**をだましとる詐欺が発生しています。



ニセ警察官とのやり取りで最終的には、「用意した金地金は家の玄関先など屋外に置いてください」等と指示され、犯人が金地金をいつの間にか回収し、相手と連絡が取れなくなってはじめて詐欺被害と気づくものです。



それは「ニセ警察詐欺」！ だまされないで!!

警察は絶対にしません！

- SNSで連絡や取調べ
- SNSで逮捕状や警察手帳の画像を送る
- ニセの逮捕状をレターパックなどで送る
- お金の振り込みや金塊の購入を指示
- 屋外に現金や金地金を置くよう指示

「守秘義務」、「誰にも言ってはいけない」は**詐欺!!**



お金に関する電話やメールは詐欺を疑い、家族、警察に**相談**してください。

【暮らしに身近な金融経済情報のご案内】

知るぽると 岐阜県金融広報委員会

岐阜県金融広報委員会は、中立・公正な立場からわかりやすい金融経済情報を提供し、豊かな暮らしのお手伝いをしています。

金融庁所管の許可法人である J-FLEC（金融経済教育推進機構）と連携し、県民に広く金融経済教育の機会を届けるために各種事業を推進しています。ウェブサイトなどでイベントをご案内しますので是非ご参加ください。

J-FLEC　無料

☆J-FLEC の講師派遣☆

- 企業や学校・公民館等に、J-FLEC が認定した講師を無料で派遣します。
- 金融経済に関する様々なテーマの中から、ご希望に沿った内容を学んでみませんか？
- 講師派遣のお申込みは、J-FLEC のウェブサイトからお願いします。⇒ https://www.j-flec.go.jp/instructors/





【お問合せ】岐阜県金融広報委員会　TEL:058-213-9257　FAX:058-278-2889

★☆少しでも不安を感じたら・・・

- 消費者ホットライン:☎(局番なし)188番(いやや！)
  ※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。
- 警察相談専用電話:＃9110　※受付時間:24 時間

発行:岐阜県環境エネルギー生活部 県民生活課（058)272-8204
岐阜県消費者の窓(消費生活相談・情報サイト)
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56524.html